

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第157号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月10日（火） 14時06分ごろ
発生場所	宮崎県門川町鍋崎東方沖 鍋崎灯台から真方位092° 570m付近 （概位 北緯32° 28.2′ 東経131° 42.1′）
事故等調査の経過	平成25年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三昇栄丸、2.39トン MZ3-1724（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 裕新丸、5トン未満 294-19316宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、旧四級小型船舶操縦士（平成8年2月7日をもって失効していた。） B 船長B、二級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船底外板に擦過傷 B メイン船外機トップカウリングに破口、スペア船外機プロペラに破損
事故等の経過	A 船は、操縦者Aが1人で乗り、僚船十数隻と共に門川漁港を出港し、手動操舵により、漁場に向けて約12～13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で鍋崎東方沖を北東進していた。 操縦者Aは、沿岸付近を航行していたので、左舷方に点在する岩場等に注意していたところ、突然、A船の右舷至近にB船を見たが、音や衝撃を感じていなかったため、B船を通過したものと思って航行を続け、漁場到着後、操業を行った。 操縦者Aは、11日、門川漁港において、海上保安官からB船との衝突の疑いを指摘されてA船を上架し、右舷船底部に擦過傷を生じていることを確認した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、鍋崎東方沖において、船外機を停止し、釣りをして錨泊中、船長Bが、右舷方70m付近からB船に向けて接近するA船を認め、船外機を始動して前進にかけたが、平成25年9月10日14時06分ごろA船と衝突した。 船長Bは、A船に向かって手を振ったが、A船が停船しなかったため、携帯電話で118番通報を行い、本事故発生場所で巡視艇の到着

	を待つて海上保安官に対応した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
その他の事項	<p>A船は、甲板上に操舵室と称する構造物が設けられていたが、同構造物内に操船設備はなく、操縦者Aは、同構造物の後部左舷側に取り付けられたエンジンコントロールレバーと舵柄により、後部甲板上で操船していた。</p> <p>A船は、約12～13knの速力で航行すれば、僅かに船首が浮上し、本事故当時、いせえび漁に使用する網を後部甲板上に積んでいたため、更に船首浮上が大きくなり、船首方に死角（視界が制限される状態）を生じていた。</p> <p>操縦者Aは、僚船との出港が一斉スタートであり、漁場先着順に網の投入場所の優先権が得られることから、少しでも早く漁場に到着したいと思っていた。</p> <p>操縦者Aは、過去、本事故発生場所付近で釣りをするプレジャーボートを見たことがあった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、鍋崎東方沖を北東進中、操縦者Aが、左舷方に点在する岩場等に注意を向けていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船の船舶所有者は、操縦者Aの操縦免許証が失効していたことから、A船に有効な操縦免許証を受有する者を小型船舶操縦者として乗船させなければならなかった。</p> <p>B船は、鍋崎東方沖において、釣りをして錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船に気付き、船外機を始動して前進にかけたが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、鍋崎東方沖において、A船が北東進中、B船が釣りをし、錨泊中、操縦者Aが、左舷方に点在する岩場等に注意を向けていたため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、見張りを適切に行うこと。 ・船首浮上によって死角を生じる場合は、船首を振るなどして死角を補う操船を行うこと。